



消費生活サポーターだより No.62

令和6年5月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。強まる日差しに夏の訪れを感じる季節を迎えました、皆様いかがお過ごしですか。今月は相談の多い「気づかないうちに定期購入に」等を掲載しました。活動の参考にご覧ください。

知っておきたい役立つ情報

◎気づかないうちに定期購入に！

販売サイト等で「1回目90%OFF」「初回実質0円（送料のみ）」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品、化粧品、飲料等の通信販売に関する相談が多く寄せられています。



(消費者庁イラスト集より)

【相談事例】

SNSで初回980円のダイエットサプリの広告を見てクレジットカード払いで注文した。その後商品が届き、中身を確認したら6箱入っていて、代金も約2万円になっていた。1箱のみ980円で注文したつもりだったが、申し込む際に「期間限定クーポンプレゼント」を選択したことで、約2万円の商品が3か月ごとに届く定期購入になっていたようだ。次回以降は解約したいが、事業者の電話番号にかけてもつながらない。どうしたら解約できるか。

【対策】

- ▶ インターネット通販では、注文する前に「最終確認画面」をスクロールして最後まで確認しましょう。
- ▶ 「期間限定クーポン」を利用する際は、利用条件についてよく確認しましょう。
- ▶ 特定商取引法により申込みの意思表示を取り消すことができる場合があります。
- ▶ 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等へ相談しましょう。

「最終確認画面」チェックリスト

- 定期購入が条件になっていないか？
- (定期購入が条件になっている場合) 継続期間や購入回数が決められていないか？
- 支払うことになる総額はいくらか？
- 解約の際の連絡手段を確認したか？
- 解約・返品できるか、解約・返品ができる場合の条件を確認したか？
- お届け予定日や、利用規約の内容を確認したか？

※契約条件が記載されている画面はスクリーンショットで保存しましょう。

◎刈払機（草刈機）の使用中の事故にご注意ください！

初夏を迎え、刈払機や草刈機を使って家庭の庭の手入れなどを行う機会が多くなります。刈払機や草刈機はホームセンターやインターネットなどで個人でも簡単に購入することができ、手軽に使える便利な機器です。

しかし、鋭利な刈刃がついており、使用中は高速で回転するため、慎重に取り扱わないと指や脚などの骨折や切断などといった取り返しのつかない重篤なケガにつながる危険性があります。

1年のうち5月と7～8月に事故が多く発生しています。「ヘルメット、保護メガネや防振手袋など、保護具を必ず装着する」、「回転する刈刃が障害物や地面に当たって跳ね返るキックバックに注意する」、「刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行う」など使用の際は十分ご注意ください。

詳しくは、国民生活センターや消費者庁のホームページを参考にしてください。

国民生活センター：http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170720_1.html

消費者庁：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_032/



長野県からのお知らせ

◎消費生活に関する出前講座・講師派遣事業について

長野県では、消費生活に関する出前講座・講師派遣事業を実施いたします。地域の方の集まりへ、学校へ、皆さんの職場へ、県職員・外部講師が直接伺います！

無料

【出前講座（県職員）】

- ▶消費生活講座 ▶訓練型電話でお金詐欺（特殊詐欺）対応講座
- ▶はじめませんかエシカル消費 ▶エシカル消費を買い物で学ぶ（小中学校を対象とした出張授業）

【講師派遣（外部講師）】

- ▶スマートフォンのマナーと情報モラル ▶金融リテラシー

※ 詳しくは、長野県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/demaekouza.html>

<https://www.nagano-shohi.net/keihatsu/kouza>

添付資料

○独立行政法人国民生活センター 「最終確認画面」チェックリスト



長野県 くらし安全・消費生活課 相談啓発係 担当：宮坂

電話：026-235-7286 FAX:026-235-7374

Eメール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

発行 長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課



長野県消費者被害防止啓発キャラクター
もシカっち